

○東京藝術大学基金室規則

（令和6年10月17日
制 定）

改正 令和7年10月23日

（設置）

第1条 学長のもとに東京藝術大学基金室（以下「基金室」という。）を置く。

（目的）

第2条 基金室は、東京藝術大学基金（以下「基金」という。）の安定的な財源確保に向けた企画立案等を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 基金室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）基金の募集計画及び事業計画に関すること。
- （2）渉外活動及び寄附者の謝意に関すること。
- （3）ファンドレイザーその他人材の育成に関すること。
- （4）東京藝術大学アカンサス倶楽部（以下「倶楽部」という。）の運営等に関すること。
- （5）その他藝大基金の安定的な財源確保に必要なこと。

（組織等）

第4条 基金室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）室長
 - （2）副室長
 - （3）室員
- 2 室長は、学長が指名した役員又は職員をもって充て、基金室の業務を統括する。
- 3 副室長は、室員のうちから室長が指名した職員をもって充て、室長を助け、基金室の業務について調整及び指揮する。
- 4 室員は、次条に掲げる特任職員及び学長が指名した教員（以下「兼任教員」という。）若干名をもって充てる。
- 5 兼任教員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

（特任職員）

第5条 第3条の業務を専門的に行うため、基金室に特任職員を置くことができる。

- 2 特任職員の就業は「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

（アドバイザー）

第6条 基金室の業務及び運営を円滑に遂行するため、基金室にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、役員又は外部有識者のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 基金室に運営委員会を置き、室長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金に係る基本方針に関する事項
- (2) 基金室及び倶楽部の管理運営に関する基本的事項
- (3) その他室長が必要と認めた事項

2 運営委員会に議長を置き、室長をもって充てる。

3 運営委員会は、議長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（経営改革・財務担当）
- (3) 美術学部長
- (4) 音楽学部長
- (5) 大学院映像研究科長
- (6) 大学院国際芸術創造研究科長
- (7) 大学美術館長
- (8) 演奏芸術センター長
- (9) 基金室の副室長、室員及びアドバイザー
(事務)

第8条 基金室の事務は、社会連携課及び渉外担当課長にて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月17日から施行し、令和6年10月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学理事室規則第1条第9号で規定していた「藝大基金推進室」は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年10月23日から施行し、令和7年10月1日から適用する。